きたやまスポーツ公園（グラウンド）団体利用の申し込みについて

都市公園は本来自由に利用できる場所ですが、スポーツなどで団体利用するため、あらかじめ場所の確保が必要な場合は申し込みが必要になります。

【受付期間】

受付期間は、利用日の１ヶ月前～７日前まで（閉庁日を除く）です。

（例１：４月１７日に利用される場合→３月１７日～４月１０日）

（例２：３月３１日に利用される場合→３月１日～３月２４日※２月は２８日までの為）

（例３：７月３１日に利用される場合→７月１日～７月２４日※６月は３０日までの為）

＊注意＊

- 受付開始日が閉庁日（土・日・祝日・年始年末等）の場合は、閉庁日明けの日が受付開始日となります。
- 受付最終日が閉庁日の場合は、その前日となります。

【受付時間・場所】

受付開始日の午前８時３０分から受付終了日の午後５時１５分まで(閉庁時間を除く)です。

生駒市役所　３階　３６番窓口　みどり公園課

【利用団体の決定】

受付開始の午前８時３０分の始業チャイムが鳴り終わるまでに、みどり公園課窓口カウンター前までお越しください。複数団体の利用申し込みがあった場合は市内の団体を優先とし、市内団体が重複した場合はその場で各団体代表者１名が抽選し、決定します。その後は先着順とします。

＊注意＊

閉庁日の関係で、同時に２日分の利用団体を決定する場合がありますが、申込者１名で２日分の抽選に参加することはできません。その際は、１団体・１日につき１名の申込者が必要です。

【利用可能時間】

利用可能な時間帯は午前９時から午後５時までを目安とします。利用団体間の話し合い等により、半日単位で利用することも可能です。

【利用申請書の提出】

決定後、その場で公園内行為許可申請書及び使用料減免申請書（公園内行為）の提出が必要ですので、各申請書を持参してください。

使用料の減免については対象となる団体のみ許可します。

申請書の様式は、　https://www.city.ikoma.lg.jp/0000000551.html

↑こちらからダウンロードできます。

【利用許可書の発行】

利用日までに許可書をみどり公園課へ取りに来てください。または、申し込み時に切手を貼った返信用封筒を提出していただくと、郵送にて許可書を発送します。

【駐車場の利用】

公園の駐車場をご利用ください。路上駐車は周辺住民の方のご迷惑となりますので、絶対にしないでください。

【駐車場鍵の貸出・返却】

利用許可書を発行した団体へ、駐車場と倉庫の鍵を貸し出します。利用日の前日（閉庁日を除く）の午前８時３０分から午後５時１５分までにみどり公園課へ取りに来てください。利用後は速やかに返却してください。鍵の貸出、返却は、閉庁日と閉庁時間はできません。

【公園の利用後】

グラウンドの利用後は必ず整地してください。整地に必要な道具は倉庫に入っていますのでご利用ください。

利用決定した場合でも、他の利用者の方と譲り合って利用してください。

お問い合わせ先：奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市役所　都市整備部　みどり公園課

電話：0743-74-1111　（内線：3511・3512）

